

## 参考

### 水道法第25条の3第1項第3号

イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

【「厚生労働省令（水道法施行規則）で定めるもの」とは】

精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ. 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ. 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの